

富財第513号  
平成30年10月1日

各部等の長 様

富津市長 高橋 恭市  
(公印省略)

平成31年度当初予算編成方針について（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

記

## 1 本市の現状と基本方針

本市は、平成27年度から5年間の計画期間とした経営改革の実行と富津市まち・ひと・しごとの創生のための各施策の充実に取り組んできた。

この間、各年度の財政収支の黒字化、災害等の不測の事態へ備える財政調整基金残高22億円の確保や地方債現在高の抑制が図られたことは、強い決意で経営改革を進めてきた結果であると考えます。

今後、富津市まち・ひと・しごとの創生に向け、更なる施策の充実に必要があることに加え、学校施設を始めとする公共施設の更新時期が今後10年間に一斉に到来することが予想されるなど、多額の財政需要が見込まれることから引き続き経営改革を断行していかなければならない。

各部等の長は、これまで以上に部局内外の連携や調整を図り、全職員がこのような状況を認識のもと、富津市健全な財政運営に関する条例の基本理念に則り、事業シートの十分な活用と創意工夫のうえ予算要求に臨みたい。

これらを踏まえ、平成31年度予算は、経営改革プランの最終年度として経営改革プラン実行計画の着実な実行と、富津市まち・ひと・しごとの創生に掲げた事業を力強く推進し、市民サービスの向上や喫緊の課題解決に繋がる要求とされたい。

## 2 総括的事項

### (1) PDCAサイクルの実施（事業シートの活用）

各事業の予算要求に当たっては、平成29年度決算事業シートの点検結果に基づき、見直しについては確実に予算要求に反映すること。

特に、「成果指標が目標値を達成していない場合」や「更なる改善等が必要となる場合」は、その対応方針や改善内容について『事業の自己評価欄』に詳細に記載すること。

なお、平成 31 年度予算編成は、事業シートの一層の活用を図るため一件ごとの査定方式とする。

## (2) 事業仕分け結果の反映

平成 29 年 1 月及び平成 27 年 8 月の事業仕分けにより「要改善」と位置付けられた事業については、その方針を的確に予算に反映させること。

また、事業仕分け対象外の事業についても、事業の実績や効果、効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した結果を予算に反映させること。

### 《参考》

- ・「平成 28 年度富津市事業仕分け判定結果及び意見一覧」
- ・「平成 27 年度富津市事業仕分けに係る仕分け結果に対する方針について（通知）」（平成 27 年 8 月 20 日付け富経第 21 号）
- ・「事務事業の再点検について（通知）」（平成 27 年 8 月 20 日付け富経第 22 号）

## (3) 中期財政計画計上事業

富津市中期財政計画（平成 31～35 年度）に計上した各事業については、効果的・効率的な事業となるよう再度精査を行い、要求すること。

なお、普通建設事業費については、財源確保の見通しを踏まえた計画的な財政運営を図るため、原則として中期財政計画に計上した事業以外は認めない。

また、設計にあたっては綿密な現地調査等を行い、補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。

### 《参考》

「普通建設事業等に係る中期収支見込み計上事業について（通知）」（平成 30 年 8 月 30 日付け富財第 433 号）

## (4) 市長公約の実現

市長の公約については、最少の経費で最大の効果が得られるよう施策の制度設計を十分に行ったうえで予算要求すること。

また、既に実施している事業についても、より効果的な事業となるよう事業手法などについて再点検を実施すること。

### 3 歳入に関する事項

#### (1) 市税

経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の強力な推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。

#### (2) 地方譲与税及び交付金

配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。また、新たな譲与税や交付金については情報収集に努め、財政課と連絡を密に要求すること。

#### (3) 使用料及び手数料

平成 31 年 10 月の消費税率引き上げに伴う条例改正が行われている場合は見積もりの際に留意のうえ要求すること。

また、経営改革プラン実行計画に基づく「使用料・手数料の見直し」を反映した要求とすること（経営改革推進課と十分協議されたい。）。

#### (4) 国・県支出金

国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握し、できる限り一般財源を節減するよう、補助メニューや新たな交付金制度などの情報収集をもとに、再度総点検を実施すること。

#### (5) 財産収入

遊休地等の売却可能な普通財産は、積極的に売却を行うこと。

#### (6) 市債

後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより事業そのものの必要性まで踏み込んで十分検討すること。また、原則的にその元利償還金等が交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択するように、必ず財政課と事前に調整すること。

#### (7) 基金

すべての基金を有効活用するため、経営改革の一環として見直しを行ったところであり、財政調整基金以外の基金については、その目的に則り活用を図ること。

#### (8) その他

上記以外の収入についても、的確に捕捉し適正に見積もること。

## 4 歳出に関する事項

### (1) 人件費

一般職人件費（時間外勤務手当など変動分を含む。）については、職員配置見込等を勘案のうえ総務課で要求すること。

なお、時間外勤務手当については勤休管理システムの実績に基づき総務課が要求するものとするが、事業の新規開始や廃止などにより時間外勤務の増減が見込まれる場合は総務課へ報告すること。

その他の人件費については、総務課発出の通知に基づき要求すること。

### (2) 物件費

既定の事業に係る経費であっても先例にとらわれない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。

委託料については、経営改革プラン実行計画の「事務事業の再編」のとおり、実施方法の再検討も含めて時代の経過とともに不要となったものがないか、また業務委託により効率化が図られるものがないかなど改めて見直すこと。

なお、土地借上料については、「土地借上料算定に係る統一的基準」（財政課管財契約係・電子書庫に掲載）に則り要求すること。

### (3) 維持補修費

公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、個別施設計画等の方向性を踏まえて、適切な所要額を要求すること。

### (4) 扶助費

年々増加傾向にあるため、過大な見込みとならないよう適切な見込みとすること。

市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分検討し削減に努めること。

また、その特定財源については確実に確保すること。

### (5) 補助費等（負担金、補助金等）

経営改革プラン実行計画の「補助金等の見直し」のとおり、今までの慣例にとらわれず事業仕分けにおける評価方法を基に市民目線で見直すこと。

また、その支出の目的、根拠、対象、効果を今一度十分調査検証したうえで要求すること。

## 5 その他事項

### (1) 債務負担行為

後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるので、経営改革プラン実施期間（平成 27～31 年度）における新規設定は、特段の理由がなければ原則として行わない。

また、既に設定したものについても事業効果を再検討し、見直しが可能なものについては、見直しすること。

### (2) 特別会計

一般会計と同様に厳しい状況にあるが、本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。

また、一般会計から基準外の繰り入れを行わないことはもとより、基準内繰り入れについても経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

### (3) 消費税率の引上げについて

平成 31 年 10 月に予定されている消費税率引上げ（現行 8%→10%）については、歳入歳出予算に適切に反映させ、予算の不足が生じないように十分に留意すること。また、新聞などの軽減税率対象品目にも留意のこと。

### (4) 元号の改正に伴う経費について

平成 31 年度当初予算にて要求することとなったシステム改修経費等について計上すること。また、平成 31 年 5 月 1 日からの新元号の公表時期は 1 月前が想定されていることから準備期間等に留意すること。

### (5) その他

経常経費の補正予算又は予算の流用は原則として認めないので、事業費の見積り誤りなどには十分留意されたい。

上記に掲げるほか、詳細については「平成 31 年度当初予算要求書作成要領」及び「平成 31 年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

## 6 予算編成スケジュール

- |            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| (1) 説明会    | 10 月 2 日(火)                              |
| (2) 要求期限   | 10 月 31 日(水)                             |
| (3) ヒアリング  | 11 月上旬                                   |
| (4) 編成過程公表 | 11 月下旬（要求状況）、1 月中旬（一次査定状況）、2 月中旬（最終査定状況） |
| (5) 査定     | 1 月中旬まで                                  |
| (6) 内示     | 1 月下旬                                    |
| (7) 議会提案   | 2 月下旬                                    |